

## (仮称) 南風原町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務 公募型プロポーザル方式実施要領

この実施要領は、南風原町が実施する「(仮称) 南風原町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務」の委託候補者を選定する公募型プロポーザル方式に関して必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名

(仮称) 南風原町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務

### 2. 業務期間

契約締結日から令和6年2月14日まで

### 3. 業務内容

別紙「(仮称) 南風原町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務仕様書」のとおり

### 4. 委託金額の上限額

9,460,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 5. 選定方法

事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により選定する。

### 6. 参加資格

本プロポーザルへの参加者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出期間において、国、県及び市町村から指名停止等の措置を受けていないもの。
- (3) 参加表明書提出期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加表明書提出期間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (6) 南風原町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。
- (8) 平成30年度から令和4年度までに、公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性に関する調査業務の元請けとしての受注実績を3件以上有すること。

## 7. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

- (1) 実施要領の公開 令和5年5月15日（月）
- (2) 質問書の提出期限 令和5年5月23日（火）午後4時
- (3) 質問に対する回答の掲示 令和5年5月25日（木）
- (4) 参加表明書の提出期限 令和5年5月23日（火）午後4時
- (5) 参加資格有無の通知 令和5年5月25日（木）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和5年6月12日（月）午後4時
- (7) 一次審査（書類審査） 令和5年6月19日（月）
- (8) 一次審査結果通知 令和5年6月20日（火）
- (9) 二次審査（プレゼンテーション） 令和5年6月28日（水）
- (10) 二次審査結果通知 令和5年6月30日（金）
- (11) 契約締結予定 令和5年7月4日（火）

## 8. 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請し、参加資格の確認を受けるものとする。

- (1) 提出書類 別紙「参加表明書及び企画提案書作成要領」（以下「作成要領という。）参照
- (2) 提出期限 令和5年5月23日（火）午後4時まで（必着）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留での郵送に限る）による。
- (5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで。
- (6) 資格審査 参加資格の有無については、後日電子メールにより通知する。
- (7) その他 期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなす。

## 9. 質問事項の受付

実施要領に関する質問は、次により行うものとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第3号）※押印不要
- (2) 提出期限 令和5年5月23日（火）午後4時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールによる。

※送信後は、必ず電話で到達確認をすること。

※メールのタイトルには【質問書（会社名）】（仮称）南風原

町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務と表記すること。

※電話及び直接来庁による質問には応じない。

(4) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」の電子メールアドレスまで。

(5) 回答方法 参加表明をした全ての事業者に対し、令和5年5月25日(木)までに電子メールで回答する。なお、審査内容に関する質問には回答行わない。

## 10. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 別紙「作成要領」参照

(2) 提出期限 令和5年6月12日(月)午後4時まで(必着)

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留での郵送に限る)による。

(5) 提出場所 下記14に記した「問合せ・提出先」まで。

(6) 留意事項

1) 提出できる企画提案書等は、1参加者につき1案とする。

2) 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

3) 町が企画提案書等を受理した後は、これを書換え又は撤回することはいない。

## 11. 委託事業者の選定

(1) 審査の方法

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

1) 事業者選定委員会の設置

企画提案書に係る提案内容の審査、事業者の選定は、南風原町が定める(仮称)南風原町民体育館 P F I 導入可能性調査委託業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。選定委員会の委員は6名で組織する。

2) 一次審査

上記8に記した参加資格を有する事業者が5者を超える場合は、選定委員会において企画提案書等による書類審査を令和5年6月19日(月)に行う。一次審査通過は5者以内とする。一次審査の結果については、令和5年6月20日(火)までに電子メールで通知する。二次審査は一次審査通過者のみとする。

上記8に記した参加資格を有する事業者が5者以内の場合は、一次審査は行わず、二次審査からとする。一次審査を行わない場合は、令和5年6月20日(火)までに電子メールで通知する。

3) 二次審査(プレゼンテーション)

事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを下記のとおり実施し、選定委員会による審査を行う。

- ①開催日 令和5年6月28日（水）
- ②場所 南風原町役場4階会議室（産業振興課向かい）
- ③時間 30分程／者
- ④出席者 最大3名まで
- ⑤実施方法 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明20分、質疑10分の合計30分とする。また、プレゼンテーションで使用する機材としてプロジェクター、スクリーンは南風原町にて準備を行う。パソコン及びデータ等は参加者で持参すること。
- ⑥その他 タイムスケジュール等の詳細については、後日通知する。

## （2）委託候補者の決定

選定委員会において、各事業者の企画提案内容について審査し、別添評価表に基づき採点を行う。各委員の評価点の合計点数が最も高い者を委託候補者、次点の者を次席者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、参考見積書の金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。さらに、金額も同額の場合については、当該者は当初提案の金額の範囲内で参考見積書を再作成し、再提出された参考見積書の金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。

応募が1者のみの場合でも、プレゼンテーションを実施し、委員の多数決により委託候補者としての可否を決定する。上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には委託候補者として選定しない。

## （3）失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- 1) 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- 2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- 3) 提出書類に不備や不足があったとき。
- 4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- 5) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- 6) その他不適切な事項があると判断されるとき。

## （4）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和5年6月30日（金）に二次審査に参加した事業者に対し書面により通知する。また、南風原町ホームページに掲載を行う。なお、選定に関する異議申立て等は一切受け付けないものとする。

## 12. 契約の締結

二次審査によって委託候補者を決定した後、次のとおり協議し契約締結を行う。

### （1）仕様書の調整

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、必要に応じて、委託候補者と事業担当課で業務契約を締結するための仕様書等の調整を行い、

予算の範囲内で契約内容を確定する。

(2) 見積書の提出

委託候補者は確定した仕様書に基づいて、契約を行うための正式な見積書を提出する。

(3) 契約書の締結

委託候補者を契約の相手方とし、随意契約にて契約を締結する。ただし、協議が不成立の場合は、次席者を委託候補者とする。

### 13. その他の注意事項

(1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとする。

(2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却は行わない。

(4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しない。

(5) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。

(6) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(7) 契約締結までは契約が確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(8) 本プロポーザルに参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとする。

(9) プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（任意）を提出すること。プロポーザルの参加を辞退しても、これを理由として今後の指名などで不利益な扱いを受けることはない。

(10) 審査内容及び審査経過については、公開しないものとする。

### 14. 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先。

(1) 担 当 南風原町都市整備課公園整備班（担当：大城、山城）

(2) 住 所 〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

(3) 電 話 098-889-1632（直通）

(4) F A X 098-889-7657

(5) 電子メール H8891632@town.haebaru.lg.jp（都市整備課）